

受付番号： 2017-1-327

課題名：膠原病を除く慢性線維化性間質性肺炎の CT 画像診断における人工知能の有用性に関する多施設共同研究

1. 研究の対象

2007 年～2017 年の期間に東北大学病院にて以下の病名と診断をうけた方が対象です。

- (1) 特発性肺線維症
- (2) 特発性非特異的間質性肺炎
- (3) 剥離性間質性肺炎
- (4) リンパ球性間質性肺炎
- (5) 呼吸細気管支炎を伴う間質性肺疾患
- (6) 分類不能型特発性間質性肺炎
- (7) 慢性過敏性肺炎

2. 研究目的・方法・研究期間

慢性線維化性間質性肺炎の患者さんの胸部 CT 画像データと、多職種（呼吸器内科医、放射線科医、病理医）での議論による統合的なアプローチによって得られた最終診断病名を人工知能に学習させます。次に学習させた人工知能により得られる診断病名と、①間質性肺炎に精通した放射線医師、②肺を専門としない放射線科医師、③間質性肺炎を専門としていない呼吸器内科医師の診断病名の一致率を比較します。これらにより人工知能の CT 画像診断における有用性を明らかにすることを目的とします。

研究期間は承認日から 2019 年 6 月までとします。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

- ・通常の診療のため肺野条件で撮影された胸部 CT 画像データ
- ・臨床情報（施設内識別番号、最終診断名、診断日、年齢、性別、身長、体重、肺機能検査、喫煙歴など）

※情報は匿名化を行い、使用した番号・記号などはパスワードのかかった PC 内あるいは金庫に保管するなど個人情報が漏れないようにします。

4. 外部への試料・情報の提供

収集した情報は名古屋市立大学呼吸器・免疫アレルギー内科医局に郵送します。データの提供は特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

5. 研究組織

＜研究責任者＞

名古屋市立大病院 呼吸器・アレルギー・リウマチ内科 大久保仁嗣

＜各施設研究責任者＞

- 1) 名古屋大学 情報科学研究科 メディア科学専攻 森研究室 森 健策
- 2) 京都大学医学部付属病院 呼吸器内科 半田 知宏
- 3) 国立病院 近畿中央胸部疾患センター 呼吸器内科 井上 義一
- 4) 東邦大学医療センター大森病院 呼吸器内科 本間 栄
- 5) 産業医科大学病院 呼吸器内科 小田 桂士
- 6) NHO 姫路医療センター 呼吸器内科 河村 哲治
- 7) 三重中央医療センター 呼吸器内科 井端 英憲
- 8) 三重大学 呼吸器内科 小林 哲
- 9) 東北大学病院 呼吸器内科 小林 誠
- 10) 茨木東病院 呼吸器内科 三浦 由記子

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

当施設研究責任者

東北大学病院 呼吸器内科 小林 誠

022-717-8539

研究代表者

名古屋市立大病院 呼吸器・アレルギー・リウマチ内科 大久保仁嗣

052-853-8216

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合